

八雲町立山越小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月制定

令和 2 年 4 月改訂

1 はじめに

「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす「許されない行為」であると同時に、どの児童も「被害者にも加害者にもなりうる」可能性がある。これらの基本的な考えを基に、学校は保護者や家庭、地域社会と連携・協力し、日頃からいじめに関わる小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、社会全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信がもてることのできる学校づくりに取り組んでいく。その中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

その手立てとして、児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

2 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる児童等の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、被害児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、道、町、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

法第 2 条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず学校・学級・スポーツクラブ等、当該児童が関わっている何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ◆仲間はずれ，集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめは，どの学校でも，どの子どもにも，起こりうるものである。

とりわけ，いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童が入れ替わりながら，被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級等の所属集団の構造から発生する問題，「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

3 いじめの防止等のための取組

本校基本方針に基づき，いじめの防止等の対策のための組織を中核として，校長の強力なリーダーシップのもと，一致協力体制を確立し，学校の設置者とも適切に連携の上，学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめの防止のための取組

①いじめについての共通理解

- ア 職員会議等で学校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして，個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく，学校が組織として一貫して対応する。
- イ 年間を通じて，適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。
- ウ 発達障がいを含む，障がいのある児童が加害や被害となるいじめについては，教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに，個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに，当該児童生徒のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

②いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア いじめ発生時における学校の対応を予め示すことで，児童及びその保護者に対し，学校生活を送る上での安心感を与えるとともに，いじめの加害行為の抑止につなげる。
- イ 児童会活動等を通して児童が主体的に考え，いじめを防止する取組を推進する。
- ウ いじめの防止等に向け，教職員，児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- オ 対人関係に関わるさまざまな体験活動を促進するとともに読書活動の充実を図る。
- カ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して，前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。

③いじめが起きにくい集団の育成

- ア 一人一人の大切さが理解できる授業づくりを推進する。
- イ 児童間の人間関係を把握し，一人一人が活躍できる場を設定する。
- ウ 児童が，人間関係を含むさまざまなストレスに適切に対処できる力を育む。
- エ P T A活動において，保護者同士の相互理解を深めるための活動を促進する。

④児童の自己有用感や自己肯定感の育成

全ての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の向上に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ①定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ②子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し集団の状況を定期的に実施し、分析を行う。
- ③いじめについて児童や保護者に校内での相談場所や担当教員等について周知徹底を図る。
- ④児童、保護者、地域等へ、来所や電話、メール等での相談の窓口を周知する。
- ⑤教員は日常的に児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。
- ⑥児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑦スクールヘルスリーダー（及び養護教諭）と担任が連携し、健康相談を通して、いじめ等の早期発見と迅速な対応に努める。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその場でその行為を止める。
- イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、当該児童の立場に立ち、その話を十分に聴いた上で可能な限り早急に対応する。児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、極めて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し、迅速に対応する。
- ウ 被害児童やいじめを報告してきた児童の心身の安全を確保する。
- エ 担任等がいじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。

②いじめの事実確認と報告

- ア いじめ防止対応チームを中核として、速やかにいじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
- イ 家庭訪問等で、事実として確認された具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談することを含め、適切に対処する。

③被害児童又はその保護者への支援

- ア 被害児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- イ 加害児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置により、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

④いじめを行った児童への対応

- ア 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を考え、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。
- イ 加害児童には、いじめられた児童の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。
- ウ 加害児童への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であるこ

とを理解させる。

イ いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 児童が、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する力を身につけさせる。

エ いじめは、謝罪のみで終わらせるのではなく、関係した児童の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑥ネット上のいじめへの対応

ア アップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。児童にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。

イ ネット上のいじめは、名誉毀損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや重大な人権侵害に当たり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除させる。

※ いじめは、単に謝罪によって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

◆いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続している。教職員は、この期間被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、その期間が経過した段階でいじめの有無について改めて判断する。当該行為が止んでいない場合は、さらに、相当の期間を設定して状況を注視する。

◆被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者と面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

※ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く見守る必要がある。

(4) 教育相談体制

児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

①アンケートの結果を基に、6月と11月に教育相談週間を設定し、担任が一人一人の児童とじっくり話し合う時間を確保する。

②緊急性を要すると考えられる場合は、臨時に教育相談の時間を設定する。担任外はそのサポートにまわり、授業等に影響がないようにする。

(5) 児童が主体となる取組

児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

①各学級での取組提案を児童会で集約して発表するなどして、学校全体の取組へと広げる。

②いじめの根絶に向けたポスターや標語づくりを行う。

③学級通信等を活用し、児童自らによる取組を家庭へと広げ、理解や協力を得る。

(6) 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上行う。

- ①児童の実態の交流を日常的に行い、共通理解すべきことについて全職員に徹底を図る。
- ②いじめ防止対策推進法や北海道いじめ防止等基本方針、本校のいじめ防止基本方針の内容やこれらが制定されるに至った背景等について、職員会議や校内研修等で研修を行う。
- ③日常的な場で、国立教育政策研究所のリーフレットを活用し、いじめの態様や特質、原因等について具体的な研修を随時行っていく。

(7) 地域や家庭との連携

- ①入学式の式辞やPTA総会でのあいさつ等で本校のいじめに対する基本的な考え方や具体的な対策について、校長より講話を行う。
- ②学校だよりや学級通信等で積極的にいじめ等に係る話題や、児童会での取組等を積極的に紹介する。
- ③家庭で気になる状況があれば、担任を通して速やかに連絡してもらい、家庭訪問など迅速な対応に努める。
- ④学校運営協議会の場を通して、本校の取組を地域にも紹介し、学校評価の結果や対策について意見を求める。

(8) 関係機関との連携

- ①町教育委員会やシルバープラザ、児童相談所との連携を密にする。そのためにも問題行動が生じたときだけでなく、年度始め等に担当者と学校の状況等について意見交換を行う。
- ②町教委を窓口 to 速やかな連絡体制を日頃から心掛ける。そのためにも、問題によっては警察や法務局等の関係機関を紹介してもらい、速やかに対処していく。

(9) 重大事態への対応

①重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、町長に報告しなければならない。

②重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係についていじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

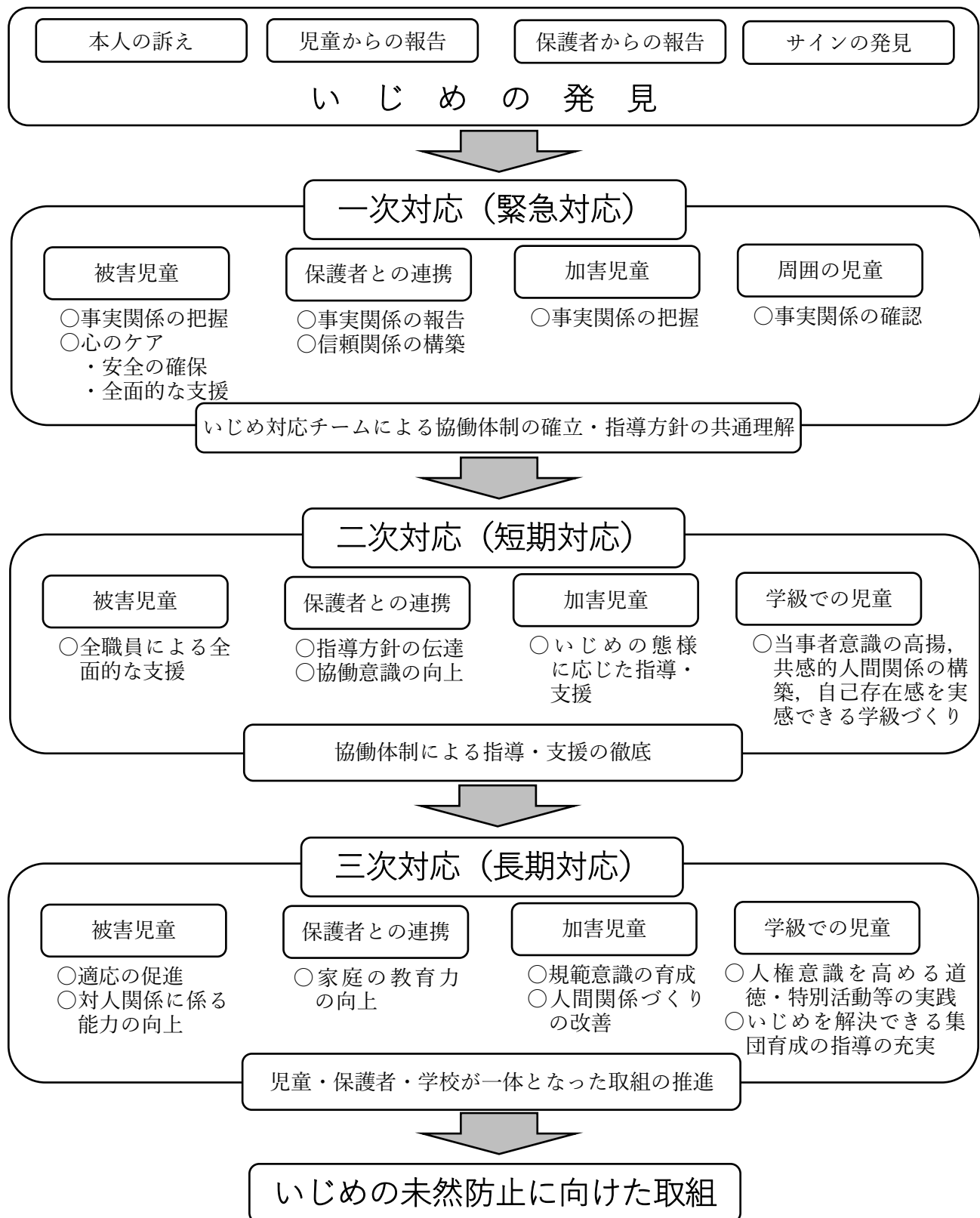
ウ 調査の方法については、国の基本方針や「児童の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。

③調査結果の報告

ア 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果について教育委員会を通じて、町長に報告する。

イ 調査により明らかになった事実関係は、被害児童や保護者に対して説明する。

いじめの把握・対応システム



山越小学校いじめ防止年間指導計画

本年度の指導の重点				
○ 「いじめは人間として、絶対に許されない」という強い意識をもち、協働指導体制づくりに努め、日常的な情報交換を進めながら児童理解を図る。 ○ いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ることであるという危機意識をもち、早期発見、早期対応システムの共通理解を図る。 ○ 被害児童を最後まで守り抜くという強い信念をもち、保護者や地域と連携を図り事案の早期解決に努める。				
低学年の指導の重点		中学年の指導の重点		高学年の指導の重点
○ 友達と仲良く助け合って楽しく生活できるようにする。		○ 友達の思いを知り、相手の気持ちを考え判断し、きまりを守って行動できるようにする。		○ 友達との違いを認め、お互いの気持ちを正しく伝え合って生活できるようにする。
	未然防止・早期発見	校内体制・校内研修	学級づくり	保護者・地域等との連携
通年	◇チェックリストや日常の様子を観察 ◇子ども理解支援ツール「ほっと」でのコミュニケーション能力の把握 ◇毎朝の街頭指導	◇事故発生時、緊急対応会議の開催 ◇いじめ対応チーム会議の開催 ◇年1回以上の校内研修の実施	◇道徳科や特別活動等における指導の充実及び徹底	◇チェックリストによる実態把握 ◇登下校時等における情報収集
4月	◇校内の約束の周知徹底	◇校内体制づくり ◇いじめ防止基本方針の改訂及び共通理解 ◇街頭指導による児童の実態把握	◇学級開きでいじめに対する学校の指導方針の周知 ◇学級目標でいじめへの基本的な姿勢の周知及び指導	◇保護者懇談会においていじめ防止基本方針の説明
5月		◇生徒指導連絡協議会との連携 ◇野田生中学校区CS小中連携部会による情報交換	◇運動会を活用した人間関係づくりの推進 ◇道徳科で内容項目「生命尊重」に係る指導実践	
6月	◇いじめ実態調査と支援ツール「ほっと」の実施		◇教育相談による児童の実態把握 ◇道徳科内容項目「希望・勇気」に係る指導実践 ◇学級活動「楽しい学校生活」の指導実践	◇教育懇談による児童の情報の共有
7月		◇生徒指導連絡協議会との連携	◇道徳科内容項目「信頼・友情」「思いやり」に係る指導実践	◇保護者懇談会及び個人懇談による児童の実態把握
8月	◇夏休み明けの児童の態様の観察		◇道徳科内容項目「信頼・友情」に係る指導実践	
9月		◇前期学校評価による取組の評価及び後期への改善点の確認	◇道徳科内容項目「公正・公平」に係る指導実践 ◇学級活動「前期のふりかえり」の指導実践	◇保護者アンケートの実施
10月			◇道徳科内容項目「思いやり」に係る指導実践 ◇学級活動「よりよい学級づくり」の指導実践	
11月	◇いじめ実態調査と支援ツール「ほっと」の実施	◇野田生中学校区CS小中連携部会による情報交換	◇教育相談による児童の実態把握 ◇道徳科内容項目「生命尊重」に係る指導実践	◇個人懇談による児童の実態把握及び情報の共有
12月		◇生徒指導連絡協議会との連携	◇学級活動「生活のふりかえり」の指導実践	◇保護者懇談会による児童の実態把握
1月	◇冬休み明けの児童の態様の観察			◇保護者アンケートの実施
2月		◇後期学校評価で取組の評価及び改善点の確認	◇学級活動「1年間のふりかえり」の指導実践	◇PTA総会で取組の評価及び次年度への改善点の説明
3月		◇引き継ぎ資料による情報の共有化 ◇校種間の連携の確認及び推進	◇道徳科内容項目「生命尊重」の指導実践	◇年間の取組の評価及び次年度への改善点の説明